

令和2年度第2回佐倉市農業委員会総会会議録

1 期日 令和2年5月8日（金）午後 2時30分開会

2 場所 佐倉市役所1号館6階第2会議室

3 出席委員（7名）

5番	三 須 健 行	7番	長 澤 正 昭
8番	山 崎 宏	9番	羽根井 直 子
11番	椎 名 稔 男	13番	木 内 正 夫
15番	三 門 増 雄（議長）		

書面表決委員（6名）

1番	清 宮 正	2番	渡 貫 茂
3番	鈴 木 孝 徳	10番	石 田 和 久
12番	兼 坂 仁	14番	眞 野 文 雄

4 欠席委員（1名）

4番 石 渡 文 久

5 議事日程

第1 会期の決定

第2 会議録署名人の選任

第3 議案審議

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 檜 垣 幸 夫

主 査 久保木 豊

主任主事 今 川 大 輔

---

◎開 会

午後 2時30分開議

◎諸般の報告

○事務局長

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、定刻となりましたので、

ただ今より、令和2年度第2回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染症予防対策としまして、本日の総会は、全委員の出席を控えさせていただいております。また、マスク等の着用をお願いいたします。

それでは、諸般の報告をいたします。

次回の総会でございますが、議会の関係で、6月8日（月）10時から開催を予定していますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

◎開会の宣言

○議長 皆様方におかれましては、大変忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。4月7に緊急事態宣言が出されて、全国農業会議所の方から、極力、委員の出席を最低限にして、総会を開催するよにとの事で、今回は、このような形で総会を開催する事とさせていただきました。今回、出席していない委員さんには、書面議決という形とさせていただいております。このような事態でございますので、皆様、ご理解の程お願いいたします。本日も慎重なる審議の程、お願いいたします。

それでは、会議を始めます。

只今の出席委員は7名で、佐倉市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数以上に達しております。

よって、令和2年度第2回総会は成立いたしましたので、直ちに会議を開きます。

◎会期の決定

○議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎会議録署名人の選任

○議長 日程第2、会議録署名人の選任についてを議題といたします。お諮りいたします。会議録署名人の選任につきましては、議長から指名させて頂きたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

———（異議なしの声あり）———

○議長 異議は、ないものと認めます。

それでは、議長から指名いたします。

議席番号、11番「椎名 稔男委員」議席番号13番「木内 正夫委員」を、会議録署名人に指名いたします。

### ◎議案の上程

○議長 日程第3、議案を上程いたします。

本日の上程議案は、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願について

議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第5号、令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定について

議案第6号、農用地利用配分計画（案）に対する意見について

以上、6議案でございます。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局長

### ◎議案第1号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の1ページ～2ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につきましては、農地法第3条の規定による許可について審議を求めるものでございます。

表の第1項につきましては、権利者は自作地に隣接し耕作に便利なため、義務者は権利者からの要望のため、売買により、所有権の移転をしようとするもので、表の第2項につきましては、権利者の■■■■が父親から経営移譲を受け、使用貸借権の設定をしていましたが、父親が亡くなり、■■の妹に、相続され、今回、妹から兄に贈与として所有権の移転をするもので、表の第3項及び第4項につきましては、権利者は自作地の近隣で耕作に便利なため、義務者は権利者からの要望のため、売買により所有権の移転を行うもので、表の第5項につきましては、佐倉市の農業者に貸しておりましたが、借り主に購入を打診したところ、購入は断られ、耕作者

を探していたところ、■■■の農業者が耕作をしたいとの事で、売買により所有権移転をするものでございます。

その許可要件についてご説明します。

議案第1号の許可要件調査書をご覧ください。

全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件につきましては、調査書のとおりであり、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たすものと考えます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第1号について事務局より説明がありましたが、第1項の実態調査について、木内委員より報告をお願いいたします。

———（木内委員報告）———

○木内委員 議席番号13番木内です。議案第1号第1項の調査報告をいたします。

権利者の■■■さんは、農地利用最適化推進委員の■■■さんの長男で、水田を中心に申請地の隣接や近隣を耕作しています。

義務者の■■■さんは、■■■さんの親類で、相続により、申請地を取得しましたが、自分で耕作が出来ないため、隣接や近隣を耕作している■■■さんに売買する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、木内委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第1項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第1項は、許可と決しました。

続きまして、第2項について審議を行います。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします、第2項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第2項は、許可と決しました。

続きまして、第3項及び第4項の実態調査について、椎名委員より報告をお願いいたします。

———（椎名委員報告）———

○椎名委員 議席番号11番椎名です。議案第1号第3項及び第4項の調査報告をいたします。

権利者の■■さんは、■■地区を中心に大規模に水田経営を行っており、佐倉市の農業の担い手として活躍しています。

今回義務者より、土地の売却の相談があり、申請地の近隣を耕作しており、購入する事となったそうです。

問題は無いと思われますので、よろしくご審議の程お願いします。

○議長 ただいま、椎名委員より報告がありましたが、何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

第3項及び第4項について、許可とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、第3項及び第4項は、許可と決しました。

続きまして、第5項について、審議いたします。

何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

———（発言者なし）———



○議長 ないようですので、これより採決をいたします。採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第2号第1項及び第2項について、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第2号第1項及び第2項について、許可相当と決しました。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてを議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

### ◎議案第3号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の4ページをお願いいたします。

議案第3号、農地法第5条の規定による許可処分の取消願についてでございます。

第1項については、太陽光発電施設用地の転用として、平成30年9月7日総会において許可相当となり、その後、千葉県に進達し、9月27日付で許可となったものでございますが、地主が死亡し、相続者達が反対したため、計画がとりやめになり、許可の取消願があったものでございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第3号について事務局より説明がありましたが、採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第3号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第3号について、承認と決しました。

続きまして、議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について議題といたします。それでは、事務局の説明をお願いします。

———（事務局説明）———

#### ◎議案第4号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

総会議案の5ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてでございます。第1項～第3項については、令和2年1月9日総会において、現況が数十年以上前から農地として利用されていないことから農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願として18筆について審議され、承認されたもので、その後、千葉県に進達され、千葉県が現地調査を実施した結果、15筆については、境界等が不鮮明で、筆の境界が特定できず、今回の3筆については、筆の境界がおおむね特定できたため、3筆について、再度、進達するよう、千葉県より指導を受けたものでございます。

なお、他の15筆について、後日、千葉県、農業委員会、申請者等で立ち合いを行い、協議をする予定でございます。

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第4号について事務局より説明がありましたが、採決にあたって、何かありますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第4号について、承認とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、議案第4号について、承認と決しました。

続きまして、議案第5号、令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。また、議案第6号の農用地利用配分計画（案）に対する意見については関連する案件ですので、一括審議とさせていただきます。

それでは、事務局の説明をお願いします。



事務局長。

———（事務局説明）———

◎議案第5号、第6号の説明

○事務局長 議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の6ページをお願いいたします。

議案第5号 令和2年度第2次農用地利用集積計画の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画を決定するにあたり、佐倉市長より農用地利用集積計画（案）の提出があったので、審議を求めるものでございます。

利用権の種類といたしましては、

使用貸借権の設定4件、12筆、地積21,638㎡、賃貸借権の設定、20件、70筆、地積70,813㎡でございます。

詳細でございますが、議案の7ページ～14ページをお願いいたします。

申請番号1番、2番、4番～8番までは農業経営規模拡大のため、申請番号3番は農業経営の安定のため、申請番号9番は、農地中間管理事業活用のため、申請番号10番から22番は農業経営規模拡大及び農業経営の安定のため、申請番号23番及び24番は、新規就農するため、期間は、1年10ヶ月～10年間を設定しようとするものでございます。

なお、申請番号23番及び24番の新規就農の■■■■さんにつきましては、■■■の農業者のもとで、農作業について経験を積み、新規就農する農作業技術がおおむね身についた事から、申請されたものでございます。また、詳細については、別紙の新規就農者の概要どおりでございます。

いずれも利用権を設定する土地、設定内容の詳細など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。

次の議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案の15ページ～17ページをお願いいたします。

議案第6号 農用地利用配分計画（案）に対する意見につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めるもので、農地中間管理機構から、3農業者が、臼井台干拓の水田2筆、5,003㎡、小竹の水田5筆、3,108㎡、臼井田の水田3筆、2,448㎡、合計10,559㎡の農地を借りうけるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしているものと思われま

以上でございます。

○議長 ただいま、議案第5号及び議案第6号について事務局より説明がりましたが、

本件については、計画の作成者である佐倉市農政課を呼んであります。農政課職員を入場させて下さい。

———（農政課着席）———

○議長 農政課の職員は、ご苦労様です。  
自己紹介をお願いいたします。

○農政課 春田 農政課の春田と申します。よろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。  
それでは、審議を行います。  
何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。木内委員

○木内委員 議席番号13番木内です。議案7ページの、23番24番ですが、農機具、トラクター等を購入予定となっておりますが、資金計画等はどうなっているのでしょうか。

○議長 農政課 春田さん。

○農政課 春田 機械等の導入資金については、必要最低限の預貯金で対応する予定です。また、国の補助金等、新規就農支援金等、年間最大150万円まで受けられますが、これらを活用する予定です。以上です。

○議長 木内委員よろしいでしょうか。

○木内委員 はい。

○議長 他に何かご質問はございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、農政課の職員は退席して下さい。

———（農政課退席）———

○議長 農政課の職員が退席しましたが、他に何かございますか。

———（発言者なし）———

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

先に、議案第5号について原案のとおり決定することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり決定と決しました。

続きまして、議案第6号について原案のとおり決定及び承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

———（賛成者挙手）———

○議長 挙手全員であります。

よって、原案のとおり承認と決しました。

以上をもちまして、本日ご提案をいたしました議案につきまして、審議が終了いたしました。

慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

続きまして、事務局から報告事項をお願いいたします。

———（事務局長報告）———

#### ◎報告事項の説明

○事務局長 報告事項について、申し上げます。

それでは、議案の18ページをお願いいたします。

農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの1件、1筆、自動車工場用地としようとするもの1件、1筆、保育園用地としようとするもの1件、4筆でございます。

次に、19ページをお願いいたします。

農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてでございます。

専用住宅用地としようとするもの2件、5筆、自動車工場用地としようとするもの1件、2筆でございます。

次に、20ページ～21ページをお願いいたします。

地目変更登記に係る法務局からの照会についてでございます。

山林として地目変更申請のあったもの、3件、3筆、宅地として地目変更申請の

あったもの、2件、10筆、雑種地として地目変更申請のあったもの、1件、1筆でございます。

次に、22ページをお願いいたします。

利用権の中途解約に係る通知書についてでございます。

農用地利用集積事業により、利用権の設定をし、利用権の期間が継続中ではありますが、地主、借主、双方の合意の基、解約をしたもの、9件28筆でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

農地法第3条の3第1項の規定による届出書についてでございます。

相続による届出、1件、16筆でございます。

次に、24ページをお願いいたします。

民法第162条第1項の規定による所有権の時効取得についてでございます。

時効取得により農地を取得した届出、1件、2筆でございます。

次に、25ページをお願いいたします。

軽微な農地改良の届出書についてでございます。

田を畑として利用するための届出、1件、1筆でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

農地法施行規則第15条第2号に関する農地法制限除外の届出書についてでございます。

携帯電話の基地局を設置するもの1件、1筆、市道災害復旧工事のための仮設資材置場用地、1件、1筆でございます。

報告事項につきましては、以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

以上をもちまして、令和2年度第2回農業委員会総会を閉会いたします。

=== 会 議 終 結 ===